

## 日雇派遣(30日以下)のお仕事を希望される皆様へ

平成24年の労働者派遣法の改正により、労働契約の期間が30日以下の日雇派遣が原則として禁止となりました。

但し、以下の要件に該当する場合に限り、「日雇派遣の禁止の例外」として30日以下の短期間であっても派遣が認められます。

つきましては、以下のフローにそってご確認の上、ご応募頂けます様、お願い申し上げます。

日雇派遣の例外要件に該当しますか？

「はい」

「いいえ」

申し訳ございませんが、  
日雇派遣のお仕事はご紹介ができません

※但し、例外として以下の業務であればご案内は可能です

- ・事務機器操作・秘書・ファイリング・財務・取引文書作成
- ・受付・案内・OAインストラクション・調査
- ・その他法の規定により例外認定された業務

■次のどの要件に該当しますか？

※ご登録の際に、例外要件に該当していることを  
確認できる書類をご提示下さい

A. 60歳以上

運転免許証・健康保険証等、年齢が確認できるもの

B. 昼間学生

学生証

C. あなたの年収が500万円以上

源泉徴収票等、前年度の収入確認ができるもの

D. 世帯年収が500万円以上

又は

現時点でやむを得ず確認書類を提示できない場合は、  
「日雇派遣の例外に関する確認・誓約書」  
にご記入頂きます